

みんなにやさしい建物の改修しませんか

令和7年度(2025年度) 熊本県ユニバーサルデザイン 建築物整備促進事業

県と市町村では、個人や事業主の方が店舗などの建物を誰もが利用しやすくするよう改修される際に、改修費の一部を助成する制度を設けています。

補助限度額は、200万円または50万円です(限度額は市町村により異なります)。

改修タイプ	補助対象工事	補助対象工事費 (上限額)	補助率	補助額 (上限額)
原則型 改修	UD計画書に基づく改修であって、建築物特定施設がすべて建築物移動等円滑化基準に適合するもの。	300万円	2/3	200万円
経路 全部型 改修	市町村及び県と協議のうえ作成したUD計画書に基づく改修であって、建築物特定施設(移動等円滑化経路に係るものに限る。)が原則として建築物移動等円滑化基準に適合するもの。	300万円		200万円
経路 部分型 改修	市町村及び県と協議のうえ作成したUD計画書に基づく改修であって、1以上の建築物特定施設(移動等円滑化経路に係るものに限る。)が原則として建築物移動等円滑化基準に適合するもの。(ただし、当該基準に適合しない建築物特定施設について有効な対策が講じられているものに限る。)	75万円		50万円

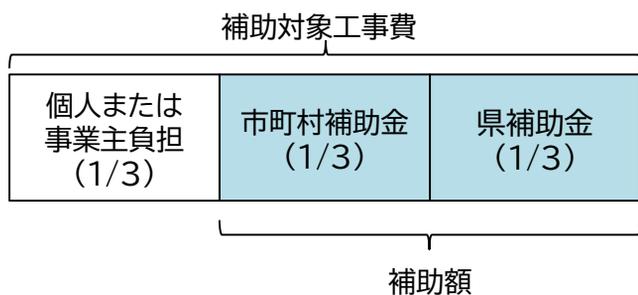
- 1 建築物特定施設 : 出入口、廊下等、階段、便所、敷地内通路、駐車場など
- 2 建築物移動等円滑化基準 : 高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要な構造及び配置
- 3 移動等円滑化経路 : 高齢者、障がい者等が円滑に利用できる経路
- 4 上限額 : 補助対象工事費及び補助額の上限額は市町村により異なります。
また、補助対象工事費が上限額に満たない場合は、実際の工事費が上限額となります。



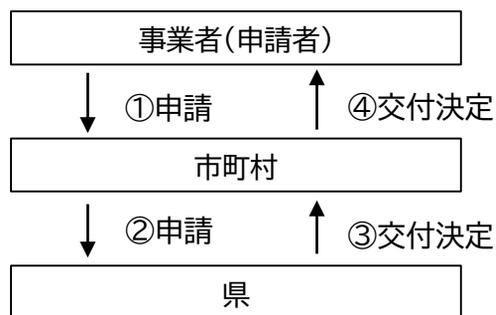
お問い合わせはコチラ

- 補助申請・補助内容について
- ・工事予定地のある各市町村
- ・熊本県建築課アートポリス・UD班
(TEL:096-333-2537)

■補助制度の概要



■補助申請の流れ



■改修事例 (経路部分型改修)



●車いす利用者用駐車場の整備



●アプローチの整備(スロープ・手すり)



よくあるご質問

Q.補助対象となるのはどのような建物ですか？

A.「不特定かつ多数の人が利用する施設」が対象です。

(例)物販店舗、ショールーム、飲食店、理髪店・美容室、ホテル・旅館、診療所、公衆浴場、公民館など(ただし、住宅や病院、老人福祉施設などは対象外です。)

Q.補助制度を利用できる市町村はどこですか？

A.八代市・人吉市・荒尾市・水俣市・玉名市・山鹿市・菊池市・宇土市・上天草市・阿蘇市・天草市・大津町・菊陽町・嘉島町・益城町・山都町・氷川町・芦北町・あさぎり町・苓北町(令和7年3月現在)